

新型コロナウイルス感染症対策担当の新設 ～相談窓口の一本化を図ります～

次亜塩素酸水の無料配布を行います。 ～ご家庭のテーブルなどの除菌にご活用ください～

- 1 組織
経営企画部防災安全課
新型コロナウイルス感染症対策担当
- 2 担当業務
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整及び総合窓口に関すること
◆新型コロナウイルス感染症対策の一般的な相談
◆市民等への給付金制度
◆市税の徴収猶予など
 - (2) 特別定額給付金の支給に関すること
- 3 設置場所
市役所1階ロビー
- 4 受付時間
8時30分から17時00分
5月中は土日も開設します。(それ以降は未定)

- 1 配布場所
逗子市文化プラザ市民交流センター敷地内
- 2 対象者
逗子市に在住の方
- 3 日時
5月16日から当面の間、土曜日と日曜日の10時から12時及び13時から15時に配布します。
なお、密集を避けるため、原則として各地区は次の曜日での受領をお願いします。

配布曜日	対象地区
毎週土曜日	逗子、桜山、沼間、山の根
毎週日曜日	池子、久木、小坪、新宿

- 4 配布方法
1人500mlまで
洗浄したペットボトルなどの容器をお持ちください。
その中に注いでお渡しします。(金属製は不可です。また、誤飲防止のためマジック等で必ず表示してください。)

＜参考＞次亜塩素酸水とは
薄い塩酸水や食塩を専用の生成装置で電気分解することによって生成する次亜塩素酸を規定濃度含む酸性電解水です。「人の健康を害する恐れがない」という理由で国から食品添加物殺菌料に指定されています。

お問い合わせ 防災安全課新型コロナ感染症対策担当
電話：046-873-1111 内線551～553

お問い合わせ 防災安全課
電話：046-873-1111 内線331～333

特別定額給付金のご案内

- ◆給付対象者
基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方
受給権者は、上記の方が属する世帯の世帯主
- ◆給付額
給付対象者1人につき10万円
- ◆給付金の申請
感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の1及び2を基本とします。
 - 1 郵送申請方式
市から受給権者宛てに郵送された申請書に必要な事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市の担当窓口(防災安全課)へ郵送
※申請書は、5月18日(月)頃に発送予定です。
 - 2 オンライン申請方式(マイナンバーカードとカードリーダーなどの機器をお持ちの方が利用可能)
マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面において、必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要ですが、暗証番号の入力が必要です。)
※オンラインによる申請受付は、5月11日(月)から開始しています。
※マイナンバーカードの新規発行は、1ヵ月以上の期間が必要となります。
- ◆給付の方法
給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みによって行います。

お問い合わせ 防災安全課 新型コロナ感染症対策担当
電話：046-873-1111 内線551～553

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援

逗子市立小・中学校における一斉臨時休業の延長及び登校日の設定について

1 逗子市ひとり親家庭等特別支援給付金（市の事業）

児童を扶養するひとり親家庭等の生活の支援のため特別給付を行います。

◆支給金額 支給対象者（児童を扶養している方）
1人につき 3万円

2 子育て世帯への臨時特別給付金（国の事業）

◆対象者 令和2年4月分（3月分を含む）
の児童手当（本則給付）の受給者
◆対象児童 令和2年3月31日までに生まれ
た児童

◆支給金額 対象児童1人につき 1万円

※市議会第2回臨時会での補正予算の議決後に正式決定となります。

●給付対象者や支給時期等については、決まり次第お知らせします。

お問い合わせ 子育て支援課
電話：046-873-1111 内線537・539

◆5月4日に発表された、国の緊急事態宣言延長を受け、逗子市教育委員会としては、逗子市立小・中学校の一斉臨時休業を5月31日（日）まで延長します。

◆この期間は中学校の部活動を行わないことに変更はありません。

◆15日（金）から児童・生徒の健康確認、家庭学習の確認などを目的として、3密を避ける、次亜塩素酸水による消毒、換気など感染防止を徹底し、順次、学年・学級ごとに分散した形で、登校日を週1回程度設定します。

15日（金）は、小学校1年生・6年生、中学校3年生の登校を予定します。

お問い合わせ 学校教育課
電話：046-873-1111 内線515・516

新型コロナウイルス感染症に関する事業者等支援

1 市の協力金、給付金について

(1) 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

市内に事業所を有し、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付要件を満たし、申請している者に対し、20万円の協力金を交付します。

(2) 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金

売上等が減少した市内に住所を有する中小企業者及び市内に住所を有する個人事業者に対し、10万円の応援給付金を交付します。

※(1)(2)のどちらか一つのみ申請が可能です。

◆申請先 経済観光課

◆申請期間

どちらも令和2年5月下旬から8月31日（月）まで（予定）

◆申請方法、必要書類等の詳細は、決まり次第市のHPに掲載します。

※市議会第2回臨時会での補正予算の議決後に正式決定となります

2 セーフティネット保証（経営安定関連保証）について

売上高等が減少している中小企業者が民間金融機関から融資を受ける際に、市の認定を受けると、保証料や利子の減免が受けられます。（※融資を受ける際、金融機関及び信用保証協会による審査があります。）

◆申請先 経済観光課

経営相談について

逗子市商工会では、商工会の会員に限らず経営や金融に関する相談を受け付けています。まずはお電話ください。

★電話：046-873-2774

★受付時間 月～金：9:00～17:00

逗子市商工会HP



お問い合わせ 経済観光課
電話：046-873-1111 内線281～283

本の宅配サービスを開始します。

図書館の休館により停止していた予約本の貸出について、送料実費負担による宅配サービスを開始します。

◆利用可能な方 市内在住の図書館カード所有者

◆受取方法 自宅での受け取りに限ります。

◆宅配可能な資料 図書館本館が所蔵している館外貸出可能な本（雑誌・CD・DVDを除きます。）

◆貸出冊数 6冊まで

◆申し込み開始 5月13日（水）から

申込方法等の詳細は、図書館にお問い合わせください。

お問い合わせ 図書館
電話：046-871-5907